

「シティズンシップ教育研究」投稿倫理規程

(他者のオリジナリティの尊重－盗作・剽窃の防止)

第1条 日本シティズンシップ教育学会員は、他者の知的成果や著作権を侵害してはならず、盗作、剽窃にならないように注意しなければならない。他の著作物から引用並びに他の著作物から参照して述べる場合は、本文中に必ず明記し、注あるいは引用文献、参考文献欄に記載する必要がある。

(差別的表現とされる用語などの使用に対する注意喚起)

第2条 日本シティズンシップ教育学会員は、研究に際して差別的とされる用語や社会的に不適切とされる用語を使用してはならない。但し、研究上やむを得ない場合や、引用文中の語についてはこの限りではないが、使用する理由や引用文であることを明示する必要がある。

(個人情報保護)

第3条 日本シティズンシップ教育学会員は、投稿する論文に用いたデータや個人情報を、「研究倫理の遵守」と「個人情報の保護」の観点から、投稿者の責任において適切に管理、保護しなければならない。例えば、当事者の許諾なくして、原稿において研究対象にした個人や施設が特定される記述等が見られる場合には、編集委員長の判断により原稿を受理しないことがある。

(二重投稿に関する注意喚起)

第4条 日本シティズンシップ教育学会員は、他の学術雑誌等で既に公表した論文、あるいは他の学術雑誌などに投稿中の論文を本学会の「シティズンシップ教育研究」に投稿してはならない。

1. 既に公表した論文あるいは投稿中の論文の一部を改編しただけの論文は、二重投稿と見なす。例えば、一部のデータや事例、学習指導案や授業記録などを追加・変更しただけで、論文のテーマ並びに結論や主張が同じ場合は二重投稿に該当する。

2. 同じデータや事例を用いていたとしても、論究するテーマが異なる場合には、二重投稿とは見なさない。例えば、「A氏のシティズンシップ教育論におけるカリキュラム構成原理」と「A氏のシティズンシップ教育論における学習指導原理」に共通して引用されているA氏の教育論が多数に及んだとしても、二重投稿には該当しない。但し、自身の実践を事例としている場合は二重投稿の条件に該当する可能性が高いので、十分留意すること。

3. 「シティズンシップ教育研究」に投稿し、審査中の論文と同じ内容の論文を他の学会誌に投稿してはならない。

(研究データの管理)

第5条 論文作成に係る研究データについては、執筆者が責任を持って適切に管理すること。関係する法令、並びに執筆者が所属する機関等が定める関係規程を遵守すること。執筆者が所属する機関に関係規程がない場合、もしくは機関に所属していない場合は、以下に示すガイドラインを参考に対応すること。

*研究データの管理に関するガイドライン

1. 研究データは、原則として当該論文等の発表後5年間（ただし、法令等に定めのある場合はそれに従うものとする）、後日の検証等に堪えるよう適切な形で管理・保存しなければならない。なお研究データとは、教育実践や、研究活動において実施する調査、観察、実験等に伴い発生または使用するもので、文書、回収した質問紙、数値データ、画像・映像など、論文作成にあたり必要な情報を含む資料である。
2. オリジナルの電子データは、適切なバックアップ等の作成により保存しなければならない。変更もしくは新たなデータを追加する場合は、コピーを利用し、オリジナルのデータの改変は加えない。
3. 研究記録は、後日の利用・検証に役立つよう記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成して、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。なお研究記録とは、観察・実験をはじめとする研究活動においては、その過程を観察ノートなどの形で記録に残すものとする。
4. 研究データを収集する際は、調査手続きやその過程を詳細に示しておく必要がある。
5. 電子データファイルは、パスワードプロテクションなどのセキュリティ対策を講じたうえで慎重に取り扱う必要がある。ただし、研究対象者等の承諾がある場合にはこの限りではない。
6. 電子データ類は、使用するコンピュータが完全にインターネット環境から独立している場合を除き、ファイル交換ソフト、スパイウェア等の影響を排除できるような配慮を行う必要がある。
7. 研究データや研究記録の物理的な管理は、施錠可能な引き出しや棚に収納するなどして、第三者の目に触れることがないようにしなければならない。
8. 研究データの保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、法令等に定めのある場合はそれに従うものとする。

〔附則〕

本規程は、2020年12月11日より施行する。